

○安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年 9月29日安城市条例第39号

改正

平成27年12月24日安城市条例第45号

平成28年 6月24日安城市条例第32号

令和 3年 9月30日安城市条例第24号

令和 5年 9月27日安城市条例第28号

令和 6年 3月27日安城市条例第 3号

令和 6年10月 2日安城市条例第34号

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

**第 3 条** 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第 4 条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務(法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。)とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供

ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第5条** 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (平成27年12月24日安城市条例第45号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則** (平成28年6月24日安城市条例第32号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和3年9月30日安城市条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和5年9月27日安城市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和6年3月27日安城市条例第3号)

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和6年5月安城市規則第48号で、同6年5月27日から施行）

附 則（令和6年10月2日安城市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	安城市遺児手当支給条例（昭和45年条例第11号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	安城市母子・父子家庭医療費助成条例（昭和53年安城市条例第47号）による母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	安城市後期高齢者福祉医療費助成条例（平成28年安城市条例第34号）による後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	安城市障害者扶助料支給条例（昭和44年条例第14号）による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	安城市特別障害者手当等加算手当の支給に関する条例（平成27年安城市条例第50号）による特別障害者手当等加算手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	安城市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第12号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	安城市心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第11号）による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	安城市精神障害者医療費助成条例（昭和54年安城市条例第32号）による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	安城市就学援助条例（平成27年安城市条例第41号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	安城市特別支援教育就学奨励費支給条例（平成27年安城市条例第42号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	安城市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	安城市母子・父子家庭	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療費助成条例による	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	の	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則

		<p>で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 市長	安城市後期高齢者福祉医療費助成条例による後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	安城市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

	務であって規則で定めるもの	
5 市長	安城市特別障害者手当等加算手当の支給に関する条例による特別障害者手当等加算手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	安城市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	安城市心身障害者医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

		もの
8 市長	安城市精神障害者医療費助成条例による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

		もの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	安城市就学援助条例による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
			年金給付関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	安城市特別支援教育就学奨励費支給条例による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの